

とやま県産材遊具等利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、とやま県産材遊具、木育紙芝居、ベンチ及びプランターカバー（以下「遊具等」とする。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊具等の詳細)

第2条 遊具等の詳細は別表のとおりとする。

(申込先および保管場所等)

第3条 遊具等の利用に係る申込先、保管場所、搬出・返却時間及び利用料は、次のとおりとする。

(1) 申込先：富山県庁 森林政策課 木材利用推進係

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL 076-444-3388（直通）

(2) 保管場所：富山県農林水産総合技術センター木材研究所

射水市黒河新 4940

(3) 搬出・返却時間：平日の9:00～17:00

(4) 利用料：無料

(利用することができる団体)

第4条 遊具等を利用することができる者は、原則として富山県内で開催される各種イベントの実施主体となる県内の市町村、任意団体、民間企業等の団体であり、富山県森林政策課長（以下「課長」という。）が利用が適正であると認めるものとする。

(利用の条件)

第5条 遊具等を利用することができるイベントは、広く県民を対象としており、特定の主義、主張、思想あるいは宗教の普及を目的としたものでなく、法令に反したり公序良俗を害する恐れがないこと。

(利用の申請)

第6条 遊具等を利用しようとする団体は、とやま県産材遊具等利用申請書（様式第1号）により、課長に申請しなければならない。

(利用可否の決定等)

第7条 課長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨をとやま県産材遊具等利用可否決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知する。

(利用期間)

第8条 遊具等の利用期間は、年末年始を除いた期間とし、原則として、おおむ

ね1週間以内とする。ただし、課長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の決定の取り消し等)

第9条 課長は、遊具等の利用を認める旨の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、遊具等の利用を認める旨の決定を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたとき。
- (2) 利用の目的に違反したとき
- (3) この要領の規定に違反したとき
- (4) 前号に掲げるもののほか、課長が遊具等の利用を不相当と認めるとき

(遊具等の返却)

第10条 利用者は、遊具等の利用期間が満了したときは、直ちに県に返却しなければならない。前条の規定により遊具等の利用を認める旨の決定を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

(利用者の守るべき事項)

第11条 利用者は、遊具等の利用に当たり担当職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守し適正に利用しなければならない。

- (1) 遊具等の保管場所からの搬出、返却は、利用者が行うこと。
- (2) 遊具等を放置しないこと（盗難、紛失等を防ぐため）。
- (3) 遊具等の使用中は、遊具等の散逸を防止する措置を講ずるほか、遊具等の持ち帰りはできない旨をイベント参加者に周知すること。
- (4) 遊具等の使用にあたっては、人員を適切に配置し、安全管理に十分な配慮をすること。
- (5) 遊具等の搬出及び返却時に、遊具等及びその部品の数量を確認すること。
- (6) 遊具等の使用時にケガをされた場合には、富山県森林政策課に報告をすること。ただし、一切の責任はイベント責任者が持つものとする。

(アンケートの協力)

第12条 利用者は、遊具等の利用後、富山県産材利用に関わるアンケートに協力すること。

(権利譲渡の禁止)

第13条 利用者は、遊具等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原形復旧)

第14条 利用者は、遊具等が破損または紛失したときは、県の指示に従い、原形復旧に係る費用を負担しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、課長が定める。

(施行期日)

この要領は、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 2 月 7 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 8 月 10 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

| 名称 | 概要・数量 |
|---|--|
| <p>県産材積木</p>  | <p>個数：10,000 ピース (蓋付きコンテナボックス 16 箱) 内訳：立方体(コナラ)4,000 個 台形(クリ)3,000 個 板状(ホオノキ)3,000 個</p> |
| <p>ボールボート</p>  | <p>ボート(W120×D80×H40cm) 1 台 ボール(φ4cm) 約 2,000 個</p> |
| <p>虹の平均台</p>  | <p>W243×D105×H20cm (収納時) 7 本</p> |
| <p>枝の平均台</p>  | <p>W200×D105×H10cm 5 本</p> |
| <p>モリリズム</p>  | <p>W90×D90×H120cm 1 台 ※組立式</p> |
| <p>木のトンネル</p>  | <p>W100×D200×H100cm 1 台 ※組立式</p> |
| <p>たまゆら木</p>  | <p>φ50×H20cm 4 個</p> |

| | |
|---|---|
| <p>なんじゃらホイッの畑</p>  | <p>畑：W75×D40×H20cm 2台 野菜等：7種計31個</p> |
| <p>イモムシぐるま</p>  | <p>W200×D15×H17cm 1台</p> |
| <p>こどもの街</p>  | <p>W60×D60×H60cm 2台 W60×D60×H100cm 4台 W120×D60×H60cm 1台</p> |
| <p>コロコロアート</p>  | <p>パネル：W60×D60×H3cm 4枚 木球：φ8cm 100個</p> |
| <p>らくが木</p>  | <p>(大) φ90×H90cm 1台 (小) φ48×H54cm 1台</p> |
| <p>ころころ車輪</p>  | <p>φ30×W100cm 1台</p> |
| <p>木育紙芝居</p>  | <p>紙芝居 W32.5×D44.7cm 15枚1セット 3組</p> <p>杉の紙芝居舞台(扉付き) W38.1×D50.2×H9cm 1台</p> |

| | |
|--|---|
| <p>県産材ベンチ A</p>  | <p>W180×D40×H40cm (展開時) W180×D40×H10.5cm (収納時) 20 基</p> |
| <p>県産材ベンチ B</p>  | <p>W180×D40×H40cm (展開時) W180×D40×H9cm (収納時) 20 基</p> |
| <p>県産材ベンチ C</p>  | <p>W180×D41×H42cm (展開時) W180×D41×H10cm (収納時) 20 基</p> |
| <p>県産材プランターカバー A</p>  | <p>外寸 : W685×D294×H300mm 内寸 : W590×D175×H155mm 10 基</p> |
| <p>県産材プランターカバー B</p>  | <p>外寸 : W800×D380×H225mm 内寸 : W660×D240×H175mm 10 基</p> |
| <p>県産材プランターカバー C</p>  | <p>外寸 : W760×D270×H280mm 内寸 : W670×D250×H185mm 10 基</p> |

様式第 1 号

とやま県産材遊具等利用申請書

年 月 日

富山県森林政策課長 殿

申請団体名

住所

電話番号

遊具等を利用したいので、以下のとおり申請します。

| | |
|-------------|---------------------------|
| 利用期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |
| 利用目的 | |
| 名称及び数量 | |
| イベント 責任者 | 住所 氏名 電話番号 |
| 搬出 | 希望日時： 月 日 時 担当者氏名 電話番号 |
| 返却 | 希望日時： 月 日 時 担当者氏名 電話番号 |
| 備考 | |

※ イベント実施要領、趣旨書、チラシなど利用目的の詳しい内容が分かるものを添付願います。

様式第2号

とやま県産材遊具等利用可否決定通知書

年 月 日

殿

富山県森林政策課長

遊具等の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 利用を認める

(1) 名称及び数量：

(2) 利用期間 ： 年 月 日から 年 月 日まで

2. 利用を認めない

理由：